

## 編集後記

法を比較することは「旅」するようなものである (Günter Frankenberg, *Critical Comparisons: Rethinking Comparative Law*, 26 HARV. INT'L L. J. 411 (1985))。私は昨年国際会議でイスラエル・エルサレムを訪れた。嘆きの壁の前にはユダヤ教を信奉するものが壁に向かって、涙を流しお祈りをしていた光景を目にした。彼らにとっての日常が私にとっての非日常であり、予期せぬ異常な出来事であった。旅行者は、日常から抜け出し、予期せぬ未知のことに遭遇する。旅行者は自国と他国の文化の異同を学ぶことができる。しかし、旅行者は未知なる奇異なものから新たな地平を切り開くとは限らない。比較法にも同様のことが言える。

法を比較することで、自国と他国との類似性を悟り、自国の法制度や法解釈に自信をもたらすこともある。他方、差異からは、自国と他国との距離感を正当化し、理論的な差別化を図ろうと企てる。問題は、差異から何を言うことができるか。違うものは違う、というのは簡単である。しかし、なぜ違うのか。これを合理的に論証するのが比較法研究者の腕なのである。

今年度、比較法研究所には新たに比較法研究に長けた1名の所員を迎えることができた。王子田誠教授は、アメリカの公開会社法制において経営者の監視システム（社外の専門家を利用するシステムや社内の取締役指名システム）がどのように改革されてきたかについて研究をされている。新たな所員が加わり、比較法研究所がますます発展していくことを期待している。

ところで、イスラエルの人は労働を禁止する安息日には街から人がいなくなり、文字通り休息されていることだろうが、なぜ日本人である私は土曜も日曜も大学に来て原稿を書いているのか。なぜ違うのだろうか。

(H.M.)